

身体等に障害のある方に対する 自動車税（環境性能割・種別割）の 減免のしおり

山口県では、障害のある方が、安心して生活できる環境を整備するための取組の一環として、一定の要件に該当する場合、自動車税（環境性能割・種別割）を減免しています。

1 申請期限及び減免の適用時期

減免の申請にあたっては、次の区分に応じて申請期限等が異なりますので、内容をご確認の上、申請手続きをお願いします。申請期限を過ぎますと、減免を受けることができませんのでご注意ください。

①新規・移転登録により自動車を取得する場合		
申請期限	自動車を登録されるとき	
申請方法	山口運輸支局へ自動車の登録の申請をする際に、山口県税事務所自動車税課で減免申請の手続きを行ってください。 ※運輸支局で登録手続の説明を受ける際に、「減免申請する」旨を申し出てください。	
適用時期	申請年度 ※申請年度に課税がない場合は申請の翌年度	

②すでに自動車を所有し、当該年度より前に減免の要件を満たしている場合		
申請期限	納期限(6月2日)まで	
申請方法	自動車検査証に記載された住所地を所管する県税事務所で減免申請を行ってください。	
適用時期	申請年度	

③新たに身体障害者手帳等を取得するなど減免の要件を満たした場合		
申請期限	新たに減免の要件を満たした年度の2月末日まで ※申請の翌月以降の月数に応じて減免しますので、お早めにご申請ください。	
申請方法	自動車検査証に記載された住所地を所管する県税事務所で減免申請を行ってください。	
適用時期	申請の翌月以降	

2 減免申請に必要な書類

次に記載している書類を提出(提示)してください。

(申請場所)	山口県税事務所自動車税課			所管する県税事務所		
提出(提示)を要する書類	新規・移転登録の自動車 本人が所有し 運 転	生計を一にする 者が所有又は 運 転	常時介護 する者が 運 転	すでに所有している自動車 本人が所有し 運 転	生計を一にする 者が所有又は 運 転	常時介護 する者が 運 転
自動車税(環境性能割・種別割)申告書	○	○	○			
自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書	○	○	○	○	○	○
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳	○	○	○	○	○	○
運 転 免 許 証 注	○	○	○	○	○	○
申 立 書		○			○	
住民票等生計同一が確認できる書類 注		○			○	
使用目的が確認できる書類 注		○			○	
常時介護を証する書類 注			○			○
自動車検査証又は 自動車検査証記録事項				○	○	○

「自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書」及び「申立書」等は県税事務所に備え付けているほか、山口県税務課のウェブサイト(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/5/12525.html>)からもダウンロードが可能です。

注 必要な書類について、詳しくは最寄りの県税事務所にお問い合わせください

3 減免の要件

減免の対象となるのは、次の要件を満たす自動車です。

- ◆「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方が移動するために使用される自家用自動車であること。
- ◆減免の判定時点において、手帳の交付を受け、次の(1)、(2)の要件に該当していること。

※ 減免できる自動車は、1人の障害者につき軽自動車を含め1台に限られます

〔減免の判定時点〕

- ①新規・移転登録により自動車を取得する場合…………… 自動車の取得時（登録時）
- ②すでに自動車を所有し、当該年度より前に減免の要件を満たしている場合…………… 減免申請を行う年度の4月1日現在
- ③当該年度中に減免の要件を満たした場合…………… 減免の申請時
- 〔例：新たに身体障害者手帳等を取得した場合
入院中で自動車を運転していなかったが、その後退院し自動車を運転することとなった場合 など〕

〔減免する額〕 （上限を超える税額がある場合は、上限額との差額を納付していただくことになります）

◎自動車税環境性能割

課税標準額300万円に自動車税環境性能割の税率を乗じて得た額（税率3%の場合は9万円）を上限として減免します。

ただし、障害者の方の運転や利用のために必要な構造変更を行った場合、その費用を300万円に加算し、この額に税率を乗じた額が減免上限額となります。

◎自動車税種別割

年税額で45,000円を上限として減免します。

ただし、グリーン化税制による**重課対象自動車**の場合は、**51,700円**を上限として減免します。

※1 新規登録による申請の場合は、**登録(申請)の翌月以降の月数に応じて**、年税額の月割相当額を減免します。

※2 年度の途中に新たに身体障害者手帳等を取得するなど減免の要件を満たした場合、**申請の翌月以降の月数に応じて**、年税額の月割相当額を減免します。

(1) 減免の対象となる自動車の所有（取得）者、運転者及び使用目的に関する要件

自動車の所有(取得)者 注1	自動車の運転者	使用目的
本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	生計を一にする者 常時介護する者 注2	もっぱら障害者の通学、通院、通所若しくは生業（いわゆる仕事）のために使用するもの 注3
生計を一にする者	本人 生計を一にする者 常時介護する者 注2	

- 注1 ローン契約等で自動車の売主が所有権を留保しているときは、買主を所有（取得）者とみなします。
- 2 障害者のみで構成する世帯に限ります。
- 3 障害者が施設に入所又は病院に入院している場合、年間を通じて月2回以上障害者本人の移動のために使用していることが必要です。

詳しくは最寄りの県税事務所にお問い合わせください

(2) 減免の対象となる障害の範囲に関する要件

ア 障害者本人が運転する場合

障 害 の 区 分		身 体 障 害 者 手 帳	戦 傷 病 者 手 帳
視 覚 障 害		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴 覚 障 害		2級及び3級	
平 衡 機 能 障 害		3級	
音 声 機 能 障 害		3級(喉頭摘出者のみ)※	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出者のみ)※
上 肢 不 自 由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下 肢 不 自 由		1級から6級まで	特別項症から第6項症まで
体 幹 不 自 由		1級から3級及び5級	第1款症から第3款症まで
乳幼児期以前の 非進行性脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 (両上肢に障害があるものに限る)	
	移動機能	1級から6級まで	
心 臓 機 能 障 害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎 臓 機 能 障 害			
呼 吸 器 機 能 障 害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小 腸 機 能 障 害			
肝 臓 機 能 障 害		1級から3級まで	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免 疫 機 能 障 害			
知 的 障 害 者		療育手帳の障害の程度が「A」(重度の障害)と表示されている方	
精 神 障 害 者		精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方	

※ 身体障害者手帳等に「喉頭摘出」の記載がない場合には、これを証する書類が必要です。

イ 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合

障 害 の 区 分		身 体 障 害 者 手 帳	戦 傷 病 者 手 帳
視 覚 障 害		1級から4級まで	特別項症から第4項症まで
聴 覚 障 害		2級及び3級	
平 衡 機 能 障 害		3級	
上 肢 不 自 由		1級及び2級	特別項症から第3項症まで
下 肢 不 自 由		1級から3級まで	
体 幹 不 自 由			特別項症から第4項症まで
乳幼児期以前の 非進行性脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 (両上肢に障害があるものに限る)	
	移動機能	1級から3級まで (両下肢に障害があるものに限る)	
心 臓 機 能 障 害		1級及び3級	特別項症から第3項症まで
腎 臓 機 能 障 害			
呼 吸 器 機 能 障 害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小 腸 機 能 障 害			
肝 臓 機 能 障 害		1級から3級まで	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免 疫 機 能 障 害			
知 的 障 害 者		療育手帳の障害の程度が「A」(重度の障害)と表示されている方	
精 神 障 害 者		精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方	

◎ 身体障害者の方で二つ以上の障害が重複する場合は、ア、イを通じ、身体障害者手帳の「身体障害者等級による級別」欄の等級により判定します。(身体障害者手帳の見方については4ページをご覧ください。)

4 注意事項

- (1) 減免を受けることができるのは、1人の障害者について1台に限られます。
買い替え等の場合には、すでに減免を受けている自動車について、山口運輸支局等で抹消登録又は移転登録を行わなければ、新しく購入された自動車の減免を受けることができません。新しく購入された自動車について減免の申請を行う際は、すでに減免を受けている自動車を抹消登録又は移転登録したことを証する書類か、減免に関する記載を抹消した身体障害者手帳等を提出してください。
 なお、軽自動車税種別割の減免を受けている場合は、抹消登録又は移転登録をする前に減免の取消し手続について市町にご確認ください。
- (2) 前年度にすでに減免を受けた自動車を4月1日現在も所有し、引き続き減免を受けようとする場合は、毎年の申請に代えて、1月末日までに県税事務所から送付する「身体障害者等に対する自動車税種別割の減免について（報告）」（以下、「報告書」という）に必要事項を記入の上、「身体障害者等に対する自動車税種別割の減免について（通知）」に記載された期限までに県税事務所長へ報告してください。
 なお、期限までに報告をされない場合又は事実と異なる報告をされた場合には、減免を取り消し、課税となることがあります。
- (3) 「報告書」を提出された後、身体障害者手帳の等級、運転者の変更等、「報告書」の記載内容に変更があった場合には、速やかに自動車検査証に記載された住所地を所管する県税事務所にお知らせください。
報告が遅れた場合、遡って減免を取り消し、課税となることがあります。

（参考）身体障害者手帳の見方

障害名欄		障害区分欄	
1		1	〇〇〇〇障害 ← 「障害区分欄」
2		2	
3		3	
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
		肢体不自由の総合等級 視 力 右 左 聴 力 右 db 左 db	
		身体障害者等級による級別 〇 級 ← 「身体障害者等級による級別」（判定する等級）	
		旅客鉄道(株) 旅客運賃減額 民間バス割引 航空割引	

注 指の欠損等の部位については別面に記載あり

減免申請・相談の窓口

◎ 減免申請の手続等について、ご不明な点があれば下記県税事務所までご相談ください。

事 務 所 名	所 在 地	電 話 番 号	所 管 区 域
岩 国 県 税 事 務 所	〒740-8516(岩国総合庁舎) 岩国市三笠町一丁目1番1号	0827-29-1502	岩国市、和木町
柳 井 県 税 事 務 所	〒742-0031(柳井総合庁舎) 柳井市南町三丁目9番3号	0820-23-2121	柳井市、周防大島町、 上関町、田布施町、平生町
周 南 県 税 事 務 所	〒745-0004(周南総合庁舎) 周南市毛利町二丁目38番地	0834-33-6414	下松市、光市、周南市
山 口 県 税 事 務 所	〒753-0064(山口総合庁舎) 山口市神田町6番10号	083-925-3111	山口市、防府市
宇 部 県 税 事 務 所	〒755-0033(宇部総合庁舎) 宇部市琴芝町一丁目1番50号	0836-21-2111	宇部市、美祢市、 山陽小野田市
下 関 県 税 事 務 所	〒751-0823(下関総合庁舎) 下関市貴船町三丁目2番1号	083-223-7193	下関市
萩 県 税 事 務 所	〒758-0041(萩総合庁舎) 萩市大字江向531番地1	0838-25-9873	萩市、長門市、阿武町

（新規登録・移転登録時の申請窓口）

山口県税事務所 自動車税課

〒753-0821 山口市葵一丁目5番58号（山口県自動車会館内）TEL083-922-7691